

## **改正の概要**

山口市が発注する建設工事の債権譲渡（地域建設業経営強化融資制度）の承諾に関する取扱要領（No.59）

### **1 地域建設業経営強化融資制度の延長に伴うもの**

地域建設業経営強化融資制度が令和13年3月末まで延長されたことに伴い、本要領に定める有効期限を変更するもの。

### **2 施行期日**

令和8年3月31日

山口市が発注する建設工事の債権譲渡（地域建設業経営強化融資制度）の承諾に関する取扱要領  
新旧対照表

新	旧
<p>附 則 この要領は、令和5年4月1日から適用し、令和<u>13</u>年3月31日までの間に限り効力を有するものとする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和8年3月31日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この要領は、令和5年4月1日から適用し、令和<u>8</u>年3月31日までの間に限り効力を有するものとする。</p> <p>(追加)</p>